

運転免許証等の自主返納を 5 年以内にしている、新たに運転経歴証明書等の交付申請をする方

■ 申請ができる方

現住所が広島県内にあり、運転免許証等を自主返納してから 5 年以内で、現在有効な運転免許証等を有していない方

■ 申請場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1 階 10 番窓口

○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1 階 3 番窓口

○県内の各警察署の交通課

（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■ 受付日時

○各運転免許センター

・月曜日～金曜日 8 時 30 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分

・日曜日 14 時 00 分～15 時 30 分（県内で自主返納した方のみ）

○各警察署と上記の分庁舎・交番

・月曜日～金曜日 9 時 00 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分

※いずれも休日および 12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。

※広島県外で自主返納した方は各運転免許センターの平日（月曜日～金曜日）のみ受付可能です。

■ 手数料 ※現金のみ（ＡＴＭはありません）

保有状況	手数料
運転経歴証明書のみ	1,150 円
マイナ経歴証明書のみ	900 円
運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の 2 枚持ち	1,250 円

「マイナ経歴証明書」…マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したもの

■ 必要なもの

- ・ 自主返納した際に交付された運転免許の取消通知書（お持ちの方のみ）
- ・ 申請者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- ※ 外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書、外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）のいずれかが必要です。
- ・ 申請用写真 1 枚（警察署で手続きする方のみで、免許センターは不要）
（縦 3cm×横 2.4 cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの）
- ・ 手数料
- ・ マイナンバーカード（一体化を希望する方）
- ・ マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（6 桁～16 桁の英数字）

代理人による手続

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、ご家族等の代理人による申請を行うことができます。

代理人による申請の場合は、上記必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

① 運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口にあります。

また、このホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf>

② 申請用写真 1 枚 ※用意が難しい方は事前にお問合せください。

（縦 3cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの）

③ 申請者と代理人の関係を確認できる書類

○代理人が親族の場合

- ・ 代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

○代理人が成年後見人の場合

- ・ 代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）
- ・ 後見に関する登記事項証明書

■ 留意事項

- ・ 広島県以外で自主返納された方は、平日免許センターのみの受付です。
- ・ 返納された運転免許証の住所が現住所と異なる場合は、現住所が分かるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。

- ・警察署で申請される方は、運転経歴証明書の受領は 2～3 週間後となります。受領を郵送で希望される方は別途郵送料（1,000 円）がかかります。また、マイナ経歴証明書を申請した場合、郵送はできず、必ず本人が警察署へ後日来署する必要があります。
- ・代理人による申請の場合、マイナ経歴証明書を申請することはできません。

■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第三係

Tel:082-228-0110（代表） 内線:703-226～228

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間 ※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。